様式第2号(第2条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 固定資産税課税免除・不均一課税通知書 | | | | | | | |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　　　　様  出雲市長  　　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった固定資産税の課税免除・不均一課税については、地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の規定により、次のとおり課税免除・不均一課税することとしたので通知します。  　　　　　適用条文 | | | | | | | |
| 納税義務者 | | 住所又は所在地 | |  | | | |
| 氏名又は法人名 | |  | | | |
| 課税免除・不均一課税の内容 | | 年度 | 税目 |  | 課税免除・不均一課税により軽減する税額 |  | 備考 |
| 年度 | 固定資産税 |  | | |  |
| 摘　　　要 |  | | | | | | |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。